

都留市タクシーチケットのご案内

事業名	都留市マタニティータクシー ここのとりチケット	都留市妊産婦乳幼児健診タクシー カンガルーチケット
助成対象者	市内に住民票を有する妊産婦	市内に住民票を有する妊婦・産婦・乳幼児の保護者
助成内容	妊産婦が出産及び退院時タクシーを利用した場合その利用料金を助成します	妊婦健診、産婦健診、乳幼児健診の受診にタクシーを利用した場合その利用料金を助成します
助成対象	入院時及び退院時の2回	・受診票を利用する医療機関健診(妊婦健診14回、産婦健診2回) ※多胎の場合は妊婦健診19回 ・乳児一般健診2回 ・市で行う乳幼児健診 4カ月、7カ月、1才6カ月 2才6カ月、3才6カ月 5歳児の各健診
助成額	片道上限1万5千円 助成額を超えた分の金額は どちらのチケットも 利用者負担になります	・受診票を利用する医療機関健診の場合 →片道上限1万5千円 ・市で行う乳幼児健診の場合 →片道上限5千円



申し込み&お問い合わせ
都留市健康子育て課 子ども家庭担当
いきいきプラザ都留内 0554-46-5113

<申請に必要なもの>

【窓口申請の場合】

- ・申請書（窓口にて記入）
- ・母子健康手帳

【オンライン申請の場合】

右のQRコードより申請が可能です。



※利用予定日の2週間前（土日祝を除く）までに申請をお願いします。

<チケットの有効期限>

発行日より市内に住民票を有する1年後の月末まで。

<利用方法と指定業者について>

予約時に本事業による利用であることを伝え、降車時にチケットを運転手にお渡しください。タクシー料金が助成されます。

【ご利用可能なタクシー会社】

富士急山梨ハイヤー（株） 9：00～18：00
☎0554-22-2455 または 0120-154-229

山梨第一交通グループ 24時間
☎0120-270-152 ママサポートタクシー専用
※甲府市方面から都留市方面の利用

（株）日下部タクシー（山梨市） 7：00～24：00
☎0553-22-1331
※都留市ー山梨市間の往復利用

<指定業者以外のタクシーを利用した場合>

タクシー料金をお支払いいただき、利用日から2カ月以内に償還払いの申請をしてください。（郵送可能）

【必要書類】

- ・利用したタクシー業者が発行する領収書
- ・未使用のタクシーチケット
- ・母子健康手帳
- ・本人名義の口座のわかるもの
- ・印鑑

